

件名：特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件

○金融庁告示第●号

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十七条の五第一項の規定に基づき、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を次のように定める。

平成二十二年●月●日

金融庁長官 三國谷勝範

目次

第一章 定義(第一条)
第二章 算式及び範囲(第二条—第四条)
第三章 自己資本(第五条)
第四章 控除資産の額(第六条)
第五章 市場リスク相当額
第一節 総則(第七条)
第二節 標準的方式(第八条—第十三条)
第三節 内部管理モデル方式(第十四条—第十八条)
第六章 取引先リスク相当額(第十九条)
第七章 基礎的リスク相当額(第二十条)
第八章 雑則(第二十一条)
附則

第一章 定義

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 有価証券等 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号。以下「府令」という。)第百七十八条第一項第一号に規定する有価証券等をいう。
- 二 オフ・バランス取引 貸借対照表に記載されない資産又は負債に係る取引をいう。
- 三 ポジション 有価証券等の持ち高をいう。

四 指定国 次に掲げる国(地域を含む。以下同じ。)をいう。

- イ 日本国
- ロ アイルランド
- ハ アメリカ合衆国
- ニ イタリア共和国
- ホ オーストラリア連邦
- ヘ オーストリア共和国
- ト オランダ王国
- チ カナダ
- リ グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
- ヌ シンガポール共和国
- ル スイス連邦
- ヲ スウェーデン王国
- ワ スペイン
- カ デンマーク王国
- ヨ ドイツ連邦共和国
- タ ニュージーランド
- レ ノルウェー王国
- ソ フィンランド共和国
- ツ フランス共和国
- ネ ベルギー王国
- ナ ポルトガル共和国
- ラ ルクセンブルグ大公国
- ム 香港特別行政区

五 適格格付業者 金融庁長官が別に指定する者をいう。

六 時価額 計算を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。

七 オプション取引等 オプション取引及びその関連の原資産(オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。)のポジションをいう。

八 ロング・ポジション 買持ちのポジションをいう。

九 ショート・ポジション 売持ちのポジションをいう。

十 デルタ 原資産価格の微少な変化に対する当該オプション取引等の時価額の変化の割合を表す数値をいう。

十一 ガンマ 原資産価格の微少な変化に対する当該オプション取引等のデルタの変化の割合を表す数値をいう。

十二 ベガ 原資産価格のボラティリティの微少な変化に対する当該オプション取引等の時価

額の変化の割合を表す数値をいう。

十三 ボラティリティ オプション取引における原資産価格の予想変動率をいう。

十四 オプション オプション取引の対象となる権利をいう。

十五 コール・オプション オプション取引における原資産を買う権利をいう。

十六 プット・オプション オプション取引における原資産を売る権利をいう。

十七 ストライク・プライス オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する取引に係る価格若しくは数値又はこれらと類似のものをいう。

十八 イン・ザ・マネー コール・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいう。

十九 アウト・オブ・ザ・マネー コール・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいう。

二十 イン・ザ・マネーの額 イン・ザ・マネーにおけるストライク・プライスを用いた評価額と原資産の時価額との差額をいう。

二十一 アウト・オブ・ザ・マネーの額 アウト・オブ・ザ・マネーにおけるストライク・プライスを用いた評価額と原資産の時価額との差額をいう。

二十二 原資産の市場リスク相当額 原資産の時価額に、第六条第八項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額をいう。

二十三 ポートフォリオ 一若しくは二以上の取引又は資産の集合体をいう。

二十四 流動性の高いポートフォリオ すべての銘柄が指定国の代表的な株価指数の構成銘柄であり、かつ、一の銘柄のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価総額が、ポートフォリオのすべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額の概ね五パーセントに相当する額を超えないポートフォリオをいう。

二十五 先物取引 金融商品取引法(以下「法」という。)第二条第二十一項第一号及び第二号に掲げる取引(これらに類似する外国市場デリバティブ取引(同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。第二十八号において同じ。))を含む。)並びに商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第三項第一号から第三号までに掲げる取引(これらに類似する外国商品市場取引(同条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。))を含む。)をいう。

二十六 先渡取引 法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引をいう。

二十七 金利先渡取引 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内又は外国において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を

基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。

二十八 スワップ取引 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)及び同条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。

二十九 ネット・ポジション 対当する(あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じ得る損失を減少させる状態にあることをいう。以下同じ。)ポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。

三十 政府債 指定国(指定国の中央銀行を含む。)の発行する債券並びに指定国の政府(中央銀行を含む。)が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

三十一 適格債 地方債証券、法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに金融機関(府令第百七十七条第一項第三号ハに規定する金融機関をいう。以下同じ。)の発行するものを除く。)、国際機関の発行する債券及び適格格付業者により適格格付が付与されている債券等(政府債を除く。)をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

三十二 バリュエーション・リスク ある期間及び危険率を前提として推定した資産価値変動分布において損失額がある値以上となる確率が危険率に等しくなるときの当該値をいう。

三十三 リスク計測モデル 第五章第三節に定めるところにより、市場リスク相当額を算出するために用いるリスクを計測するモデルをいう。

三十四 自己資本規制比率 法第四十六条の六第一項に規定する自己資本規制比率をいう。

三十五 バック・テスト 第十四条第二項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。

三十六 ストレス・テスト リスク計測モデルを用いて、想定される将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。

三十七 外国為替関連取引 異なる通貨間の金利スワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引若しくは通貨オプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

三十八 金関連取引 金に係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

三十九 金利関連取引 同一の通貨間の金利スワップ取引、金利先渡取引、金利先物取引、金利オプション取引、債券に係る店頭デリバティブ取引、債券等の貸借、買戻条件付売買(債券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において買戻日が定められていないものであって買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。)、売戻条件付売買(債券等に係る売戻条件付売買であり、売戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において売戻日が定められていないものであって売戻日を定めることにより売戻価格を定めることができるものをいう。以

下同じ。)、選択権付債券売買若しくは約定日から受渡日までの期間が一月以上となる債券等の売買又はこれらに類似する取引をいう。

四十 株式関連取引 株券に係る店頭デリバティブ取引若しくは株券等の貸借又はこれらに類似する取引をいう。

四十一 貴金属関連取引 貴金属(金を除く。)に係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

四十二 その他コモディティ関連取引 エネルギー取引、農産物取引若しくは卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

四十三 再構築コスト 取引を与信相当額の算出時点における市場の実勢条件により評価することによって算出する額をいう。

四十四 賃貸用物品 府令第六十八条第七号に掲げる業務の対象となっている物品をいう。

四十五 経過日数 受渡予定日から起算した日数をいう。

四十六 金融機関等 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引業者(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。)

ロ イに準ずる指定国(日本国を除く。)の者(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。)

ハ 国内の金融機関(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。)

ニ ハに準ずる指定国(日本国を除く。)の会社(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。)

ホ 銀行持株会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)

ヘ ホに準ずる指定国(日本国を除く。)の会社(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。)

ト 金融商品取引業者を子会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。第三条第三項を除き、以下同じ。)とする持株会社(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。)

チ トに準ずる指定国(日本国を除く。)の会社(自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。)

リ 国際機関

四十七 子法人等 法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。

四十八 適格格付を付与された者 本格格付又は予備格格付の別を問わず、長期優先債務(これと同視し得る債務を含む。)に適格格付が付与されている者をいい、会社格格付又は保険金支払能力格格付において適格格付と同等の格格付が付与されている場合には、適格格付を付与され

たものとみなす。

四十九 連結財務諸表提出会社 府令第百七十七条第七項第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。

五十 特別金融商品取引業者 法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者をいう。

五十一 市場リスク相当額 第五章の規定に基づき算出した額をいう。

五十二 取引先リスク相当額 第六章の規定に基づき算出した額をいう。

五十三 基礎的リスク相当額 第七章の規定に基づき算出した額をいう。

五十四 金融商品取引所 法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。

五十五 金融商品取引清算機関 法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。

五十六 適格格付 適格格付業者が付与した格付であって、金融庁長官が別に定める格付をいう。

五十七 関連会社等 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十六の二第三項に規定する関連会社等をいう。

第二章 算式及び範囲

(連結自己資本規制比率)

第二条 特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であることの基準は、次条の規定により当該特別金融商品取引業者が作成する連結財務諸表に基づいて、次の算式により算出される自己資本規制比率(以下「連結自己資本規制比率」という。))が、百二十パーセント以上であることとする。

自己資本 － 控除すべき固定資産等

市場リスク相当額 ＋ 取引先リスク相当額 ＋ 基礎的リスク相当額

(連結の範囲)

第三条 前条の連結財務諸表は、連結財務諸表規則に基づき作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者の子法人等が銀行法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社である場合においては、連結財務諸表規則第五条第一項の規定にかかわらず、当該子法人等(以下「保険子法人等」という。))については、連結の範囲に含めないものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、特別金融商品取引業者の子会社(法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。))が銀行法第十六条の二第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号又は第十三号に掲げる会社である場合においては、当該子会社(以下「金融子会社」という。))について、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は適用しない。

(比例連結)

第四条 金融業務を営む関連会社等(銀行法第十六条の二第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十一号又は第十三号に掲げる会社のうち関連会社等をいう。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第三項の規定にかかわらず、第二条の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法(会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している特別金融商品取引業者及びその子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。)により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。

- 一 当該金融業務を営む関連会社等に投資を行う二以上の法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この章から第四章までに於いて同じ。)(次号及び第三号において「共同支配会社」という。)が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。
- 二 共同支配会社が前号の投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。
- 三 共同支配会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。
- 四 当該特別金融商品取引業者が当該特別金融商品取引業者の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

第三章 自己資本

(自己資本)

第五条 特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本は、次に掲げるものとする。

- 一 資本金
- 二 新株式申込証拠金
- 三 資本剰余金
- 四 利益剰余金(社外流出予定額(配当及び役員賞与(法第二十一条第一項第一号に規定する役員に対し支給されるものに限る。))の予定額をいう。))を除く。)
- 五 その他有価証券評価差額金(連結貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。))第八条第二十二項に規定するその他有価

証券をいう。第七号イ及び次条第一項第一号において同じ。)の評価差額が負となる場合における当該評価差額をいう。)

六 自己株式

七 次に掲げるものであって、その額(二に掲げるものにあつては第一号から第六号までに掲げるものの額の合計額(以下この号において「基本的項目の額」という。))の五十パーセントに相当する額(ホにおいて「算入限度額」という。)を限度とし、ホに掲げるものにあつては基本的項目の額から控除すべき固定資産等の額(第六条第一項各号に掲げるものの額の合計額をいう。)を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とする。)の合計額が基本的項目の額に達するまでのもの

イ その他有価証券評価差額金(連結貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正となる場合における当該評価差額をいう。)その他前各号に掲げるもの以外の貸借対照表の純資産の部に計上されるもの

ロ 府令第十四条第一項各号に掲げるもの

ハ 一般貸倒引当金(流動資産に属する資産に係るものに限る。)

ニ 長期劣後債務(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価したものに限る。)

ホ 短期劣後債務(長期劣後債務のうち、算入限度額を超える額及び二に規定する減価したものの累計額の合計額に相当するものを含む。)

2 前項第七号ニ及びホの「長期劣後債務」とは、劣後特約付借入金(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による借入金をいう。以下この条において同じ。)又は劣後特約付社債(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。以下この条において同じ。)であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一 担保が付されていないこと。

二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が五年を超えるものであること。

三 期限前弁済又は期限前償還(以下この条において「期限前弁済等」という。)の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である特別金融商品取引業者又はその子法人等の任意によるものであり、かつ、当該特別金融商品取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて金融庁長官の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。

四 特別金融商品取引業者又はその子法人等がその元利金の支払を行うことにより連結自己資本規制比率が百二十パーセントを下回ることとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。

3 第一項第七号ホの「短期劣後債務」とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

一 担保が付されていないこと。

二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が二年以上のものであること。

- 三 期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である特別金融商品取引業者又はその子法人等の任意によるものであり、かつ、当該特別金融商品取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて金融庁長官の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。
- 四 特別金融商品取引業者又はその子法人等がその元利金の支払を行うことにより連結自己資本規制比率が百二十パーセントを下回ることとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。
- 4 長期劣後債務(第二項に規定する長期劣後債務をいう。以下この条において同じ。)又は短期劣後債務(前項に規定する短期劣後債務をいう。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該長期劣後債務の額又は当該短期劣後債務の額から控除しなければならない。
- 一 劣後特約付借入金の借入先が子法人等である場合 当該劣後特約付借入金の額
 - 二 劣後特約付社債の保有者(信託財産をもって保有する者を含む。次号において同じ。)が自己又は子法人等である場合 当該劣後特約付社債の額
 - 三 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っている場合 当該資金の額(当該資金の額が劣後特約付借入金の額及び劣後特約付社債の額の合計額を超える場合にあっては、当該合計額)
- 5 第二項第三号又は第三項第三号の承認を受けようとする特別金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準ずる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 商号(債務者が当該特別金融商品取引業者の子法人等であるときは、当該子法人等の商号又は名称を含む。)
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 期限前弁済等の額(外貨建てである場合にあっては、期限前弁済等の額及びその円換算額)
 - 四 現在及び期限前弁済等を行った後の長期劣後債務又は短期劣後債務の額(外貨建てである場合にあっては、長期劣後債務又は短期劣後債務の額及びその円換算額)
 - 五 期限前弁済等を行う理由
 - 六 期限前弁済等の予定日
 - 七 十分な連結自己資本規制比率を維持するための資本調達その他の具体的措置の内容
 - 八 期限前弁済等を行った後の連結自己資本規制比率の推定値
- 6 金融庁長官は、第二項第三号又は第三項第三号の承認をしようとするときは、長期劣後債務又は短期劣後債務が連結自己資本規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないことを確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 期限前弁済等を行った後において特別金融商品取引業者が十分な連結自己資本規制比率を維持することができると見込まれること。

二 期限前弁済等の額以上の額の資本調達を行うこと。

第四章 控除資産の額

(控除すべき固定資産等)

第六条 自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一 固定資産(その他有価証券のうち、次に掲げるものを除く。)

イ 金融商品取引所に上場されている有価証券

ロ 法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿(これに類似するもので外国に備えられるものを含む。)に登録されている有価証券

ハ 国債証券

二 繰延資産

三 流動資産のうち、次に掲げるもの

イ 預託金(顧客分別金信託、顧客区分管理信託、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの及び商品先物取引法施行規則(平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号)第九十八条第一項第二号の規定によるものを除く。)

ロ 顧客への立替金(期間が二週間未満のものを除く。)

ハ 関係会社(連結会社を除く。)に対する短期貸付金(金融機関、信託会社又は特別金融商品取引業者へのコール資金の貸付け及び国内の金融機関又は特別金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るものを除く。)

二 前払金

ホ 前払費用

四 保有する有価証券(信託財産をもって保有する有価証券を含む。)のうち、次に掲げるもの(第一号に掲げるものを除く。)

イ 関係会社が発行した有価証券(連結会社が発行した社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項に規定する特定短期社債に係るもの、コマーシャル・ペーパー(法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。ロにおいて同じ。)、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの及び売買の状況にかかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなものを除く。)

ロ 他の会社又は第三者が発行したコマーシャル・ペーパー又は社債券(特別金融商品取引業者又はその子法人等が当該他の会社から資本調達手段を受け入れている場合であつ

て、当該特別金融商品取引業者又はその子法人等が意図的に保有しているものに限る。)

ハ 法第二条第一項第六号から第九号までに掲げる有価証券若しくは新株予約権付社債券又は同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの(第一号イ及びロに掲げるもの並びに引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないものを除く。)

五 第三者のために担保に供されている資産(前各号に掲げるものを除く。)

2 前項第一号の固定資産のうち、特別金融商品取引業者又はその子法人等が自己の債務の担保に供したものであって、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。

一 建物 当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額(当該建物の時価額(固定資産税評価額その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。))又は当該建物の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。)のうちいずれか少ない額

二 土地 当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額(当該土地の時価額(路線価その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。))又は当該土地の帳簿価額のうちいずれか少ない額をいう。)のうちいずれか少ない額

3 前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となっているすべての資産について評価額(時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額)の比により当該借入金を^{あん}按分して第一項第一号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。

4 第一項第三号二に掲げる前払金のうち、仕入に係る消費税の前払金であって、その額がその他の預り金に計上した売上に係る消費税の額に達するまでのものについては、その額を当該前払金の額から控除することができる。

5 次の各号に掲げるものについては、その額から当該各号に定める額を控除することができる。

一 第一項第三号ハに規定する短期貸付金 当該短期貸付金の貸付先から預託を受けている担保金その他の資産の評価額(当該資産の時価額(当該資産が有価証券等である場合にあっては、当該時価額から当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額)をいう。次号及び第三号において同じ。)

二 第一項第四号イに規定する関係会社が発行した有価証券 当該有価証券に担保として付されている担保金その他の資産の評価額

三 第一項第五号に規定する第三者のために担保に供されている資産 当該第三者から預託を受けている担保金その他の資産の評価額

6 第一項第三号ハ及び第四号イの「関係会社」とは、次に掲げる者をいう。

一 特別金融商品取引業者の親会社(財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該特別金融商品取引業者の親会社とされる者をいう。)

二 特別金融商品取引業者の子法人等

三 特別金融商品取引業者の親会社の子法人等（当該特別金融商品取引業者及び前号に掲げる者を除く。）

7 第一項第三号ハ及び第四号イの「連結会社」とは、次に掲げる者をいう。

一 特別金融商品取引業者（連結財務諸表提出会社に限る。）の子法人等

二 特別金融商品取引業者を連結子会社とする連結財務諸表提出会社及びその子法人等（当該特別金融商品取引業者及び前号に掲げる者を除く。）

8 第五項の有価証券等に係る市場リスク相当額は、当該有価証券等の時価額に、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額とする。

区分	率
株券等	第九条第五項の表に定める率
債券等	第十条第四項第一号又は第二号の表に定める率と同条第六項の表に定める率を合計した率
外国為替等	八パーセント
コモディティ等	十八パーセント
その他	第八条第十項の表に定める率

第五章 市場リスク相当額

第一節 総則

（市場リスク相当額の算出）

第七条 市場リスク相当額は、保有する有価証券等について、第二節に定める標準的方式又は第三節に定める内部管理モデル方式により算出した額とする。

2 前項の保有する有価証券等には、次に掲げるものを含み、第六条第一項各号に掲げるもの及び自己株式を含まないものとする。

一 引受期間における引受けに係る有価証券等

二 金銭の信託（合同運用金銭信託（受託者が信託契約に基づき多数の委託者から金銭を受け入れこれを合同して運用し、その収益を信託した金額及び期間に応じて受益者に配分する金銭の信託をいう。）、法第四十三条の二第二項の規定による信託、府令第四百四十三条第一項第二号ロ及び第四百四十五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によるものを除く。）に係る信託財産をもって保有する有価証券等

三 空売り（有価証券等を有しないで又は有価証券等を借り入れてする有価証券等の売付けをいう。）に係る有価証券等

四 自己の債務の担保に供されている有価証券等

3 前項第一号の「引受期間」とは、引受契約の締結日から払込期日までの期間をいう。ただし、有価証券の募集又は売出しに際し、ブックビルディング（有価証券の募集又は売出しに際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査をいう。以下この項において同

じ。)を行った場合において、当該ブックビルディングにより当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握されているときには、当該有価証券の募集又は売出しを開始した日から払込期日までの期間を引受期間とすることができる。

- 4 特別金融商品取引業者は、合理的な理由がある場合には、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごと又は一般市場リスク(市場全体に共通の要素の変動によって発生し得る危険をいう。以下同じ。)及び個別リスク(一般市場リスク以外の危険をいう。以下同じ。)ごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出することができる。この場合においては、それぞれの方式により算出した額の合計額を市場リスク相当額としなければならない。
- 5 前項のリスク・カテゴリーは、次に掲げる四種類とする。
 - 一 株式リスク(株価の変動による株券(普通株式への転換権のない優先株式に係る株券を除く。)及び新株予約権付社債券その他の有価証券等並びにこれらの派生商品(先物取引、オプション取引及びスワップ取引並びにこれらに類する取引をいう。以下同じ。)並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション(以下「株券等」という。)の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。)
 - 二 金利リスク(金利の変動による債券、譲渡性預金の預金証書及び普通株式への転換権のない優先株式に係る株券その他の有価証券等並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション(以下「債券等」という。)の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。)
 - 三 外国為替リスク(外国為替相場の変動による外国為替、金及び外貨建ての有価証券等並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション(以下「外国為替等」という。)の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。)
 - 四 コモディティ・リスク(石油、金属(金を除く。)及び農林水産物並びにこれらの加工物並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション(以下「コモディティ等」という。)の価格の変動により発生し得る危険をいう。以下同じ。)
- 6 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を第一項及び第四項の規定により算出した市場リスク相当額に加算しなければならない。
 - 一 同一の者が発行する有価証券等(指定国(指定国の中央銀行を含む。)の発行する債券、指定国の政府(中央銀行を含む。)が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券(適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。)及び第二項第一号に掲げるものを除く。次号において同じ。)の保有額が、固定化されていない自己資本の額(自己資本から第六条の規定により算出した額を控除した額をいう。以下同じ。)に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合(次号に掲げる場合を除く。)当該有価証券等に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額
 - 二 同一の者が発行する有価証券等の保有額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じて得た額を超える場合 当該有価証券等に係る市場リスク相当額

三 同一の者が発行する株券（第二項第一号に掲げるものを除く。次号において同じ。）の保有額が、その発行済株式の総数に当該株券の時価額を乗じて得た額に百分の五を乗じて得た額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。）当該株券に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額

四 同一の者が発行する株券の保有額が、その発行済株式の総数に当該株券の時価額を乗じて得た額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合 当該株券に係る市場リスク相当額

7 第六条第八項の規定は、前項各号の有価証券等に係る市場リスク相当額について準用する。

8 個別の有価証券等に係る市場リスク相当額が、当該有価証券等の時価額を超える場合には、当該時価額を当該有価証券等に係る市場リスク相当額とすることができる。

第二節 標準的方式

（標準的方式）

第八条 標準的方式を用いて算出する市場リスク相当額は、この条から第十三条までの規定により算出した株式リスク相当額、金利リスク相当額、外国為替リスク相当額及びコモディティ・リスク相当額の合計額とする。

2 オプション取引等については、次に掲げる方法並びに次条第一項及び同項の表に掲げる方法により、市場リスク相当額を算出しなければならない。

一 デルタ・プラス法

二 簡便法

3 デルタ・プラス法を用いて算出する市場リスク相当額は、オプション取引等の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、各リスク・カテゴリーにおいて想定上のポジションとみなし、当該ポジションについて、他の取引と同様の市場リスク相当額の算出方法を用いて得た額にガンマ・リスク相当額及びベガ・リスク相当額を加算した額とする。

4 前項のガンマ・リスク相当額は、各オプション取引等について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したもののうち、負であるものの絶対値の合計額とする。

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times \text{VU}^2$$

（注）VUは、次の表に掲げる原資産の区分に応じ同表に定める算出方法により算出した値とする。

原資産の区分	VUの算出方法
株券等	原資産の時価額×八パーセント
債券等（金利を除く。）	原資産の時価額×第十条第六項の表に定める率
金利	第十条第四項第二号の表に定める想定金利変動幅に

	相当する金利変動による原資産の時価額の変化額
外国為替等	原資産の時価額×八パーセント
コモディティ等	原資産の時価額×十五パーセント

5 第三項のベガ・リスク相当額は、各オプション取引等について、ベガを算出し、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計し、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下二十五パーセント変動した場合における想定変動幅を原資産が同一であるオプション取引等ごとに合算したもののうち、負であるものの絶対額を合計して得た額とする。

6 簡便法を用いて算出する市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

一 オプション取引等の原資産の時価額に第六条第八項の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額

二 次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプション取引等に係る取引証拠金（外国におけるこれに相当するものを含む。）を金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に預託している場合	当該金融商品取引所又は当該金融商品取引清算機関に預託している取引証拠金の額（取引証拠金の追加差入れ義務が生じた場合における当該追加額を含む。）
オプション取引の買いの場合	当該オプションの額
オプション取引の売りでアウト・オブ・ザ・マネーの場合	原資産の市場リスク相当額からアウト・オブ・ザ・マネーの額を控除した額

三 オプション取引を原資産のヘッジを行う目的で行う場合において、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める額

区分	市場リスク相当額
オプションがディープ・イン・ザ・マネー（コール・オプション取引においては原資産価格が第四項（注）に規定する価格変動後においてもストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格が第四項（注）に規定する価格変動後においてもストライク・プライスを下回っている状態をいう。）のとき	原資産の市場リスク相当額とオプションのイン・ザ・マネーの額（残存期間が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスと適切な先物価格との差額をいう。これがない場合は、イン・ザ・マネーの額は零とする。）を相殺した額
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	
原資産のショート・ポジションについてコー	

ル・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	
原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額とオプションのアウト・オブ・ザ・マネーの額のいずれか小さい方の額
原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき	
原資産のロング・ポジションについてコール・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	原資産の市場リスク相当額からオプションのイン・ザ・マネーの額を控除した額
原資産のショート・ポジションについてプット・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき	

- 7 ガンマ・リスク相当額及びベガ・リスク相当額を算出する場合には、次の各号に掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、当該各号に定める条件を満たすものについては、原資産が同一とみなすことができる。
- 一 株券等に係るオプション取引等 原則として、国が同一であること。
 - 二 債券等に係るオプション取引等 残存期間及び表面利率に対応する期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。
 - 三 外国為替等に係るオプション取引等 通貨の組合せが同一であること。
- 8 コール・オプションの買付け又はプット・オプションの売付けは原資産の買付けとみなし、コール・オプションの売付け又はプット・オプションの買付けは原資産の売付けとみなす。
- 9 同一のオプションの売付けと買付けが対当している場合はこれを相殺することができる。
- 10 ニ以上のリスク・カテゴリーに属する有価証券等については、リスク・カテゴリーごとに分解して市場リスク相当額を算出しなければならない。ただし、次の表に掲げる有価証券等については、当該有価証券等のポジションの時価額に、同表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額を市場リスク相当額(外国為替リスク相当額を除く。)とすることができる。この場合において、新株予約権付社債券又は新株予約権証券に係る権利行使を行うことによって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、新株予約権証券の市場リスク相当額と当該権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク

相当額とすることができる。

有価証券等の区分		率(パーセント)	
・新株予約権付社債券		同一の発行者が発行する株券について、第六条第八項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率。ただし、金融商品取引所に上場されているものであって、時価が額面価額以下のものについては、同一の発行者が発行する残存期間が同一の社債券について、同表に掲げる区分に応じ、同表に定める率とすることができる。	
・新株予約権証券		同一の発行者が発行する株券等について、第六条第八項の表に掲げる区分に応じ、同表に定める率に四を乗じた率	
・受益証券 ・外国カード・ローン債権 信託受益権証書	国内で発行されたもの	短期公社債投資信託	一・七〇
		公社債投資信託	五・三五
		その他	十六・〇〇
	外国で発行されたもの	短期公社債投資信託	三・四〇
指定国で発行されたもの(短期公社債投資信託を除く。)		十六・〇〇	
		その他	三十二・〇〇
・投資証券		十六・〇〇	
・外国投資証券		指定国で発行されたもの	十六・〇〇
		その他	三十二・〇〇
・特定社債券 ・特定約束手形 ・貸付債権信託受益権 ・抵当証券 ・基本債権の証書 ・小口債権の証書 ・商品投資受益権の受益権証書 ・上記以外の金銭債権(有価証券を除く。)	残存期間	適格格付を有するもの	適格格付を有しないもの
	六月以下	〇・六五	十・〇〇
	六月超一年以下	一・七〇	二十・〇〇
	一年超三年以下	三・七五	五十・〇〇
	三年超五年以下	四・三五	七十・〇〇
	五年超	五・〇〇	百・〇〇
	・その他の有価証券等		百・〇〇

11 リスク・カテゴリーのいずれにも属さない有価証券等については、合理的な方法により、市場リスク相当額を算出し、これを加算しなければならない。

(株式リスク相当額)

第九条 株式リスク相当額は、株券等について、それぞれの国ごとに算出した一般市場リスク相当額並びに個別リスク相当額及び第五項の規定により算出した額の合計額とする。この場合

において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、株式リスク相当額を算出するものとする。

派生商品の種類	留意事項																											
株価指数に係る派生商品	次に掲げるいずれかの方法により、関連する原資産のポジションに変換しなければならない。 1. 単一の換算ポジション 2. 各構成銘柄のポジション																											
派生商品一般	次に掲げるいずれかの方法により、金利変動に係るリスク相当額を算出しなければならない。 1. 簡便法 残存期間の異なる当該派生商品ごとに、その原資産の時価額に次の表に掲げる残存期間の区分に応じ、同表に定める率を乗じて得た額を算出し、その絶対値の合計額を金利リスク相当額に加算する方法 <table><tr><th colspan="2">残存期間</th><th>率(パーセント)</th></tr><tr><td></td><td>三月以下</td><td>〇・二〇</td></tr><tr><td>三月超</td><td>六月以下</td><td>〇・四〇</td></tr><tr><td>六月超</td><td>一年以下</td><td>〇・七〇</td></tr><tr><td>一年超</td><td>二年以下</td><td>一・二五</td></tr><tr><td>二年超</td><td>三年以下</td><td>一・七五</td></tr><tr><td>三年超</td><td>四年以下</td><td>二・二五</td></tr><tr><td>四年超</td><td>五年以下</td><td>二・七五</td></tr><tr><td>五年超</td><td></td><td>三・七五</td></tr></table> 2. 金利リスク相当額として算出する方法 金利感応度(金利の変動に対する派生商品の価値の変動をいう。第十一条において同じ。)の分析等により、同一通貨建ての当該ポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券等のポートフォリオとみなすことにより金利リスク相当額として算出する方法	残存期間		率(パーセント)		三月以下	〇・二〇	三月超	六月以下	〇・四〇	六月超	一年以下	〇・七〇	一年超	二年以下	一・二五	二年超	三年以下	一・七五	三年超	四年以下	二・二五	四年超	五年以下	二・七五	五年超		三・七五
残存期間		率(パーセント)																										
	三月以下	〇・二〇																										
三月超	六月以下	〇・四〇																										
六月超	一年以下	〇・七〇																										
一年超	二年以下	一・二五																										
二年超	三年以下	一・七五																										
三年超	四年以下	二・二五																										
四年超	五年以下	二・七五																										
五年超		三・七五																										

- 2 株式リスク相当額の算出において、同一の銘柄(株価指数その他の指数を含む。以下この条において同じ。)のロング・ポジションとショート・ポジションは、これらを相殺することができる。
- 3 第一項の一般市場リスク相当額は、すべてのロング・ポジションの時価額とすべてのショート・ポジションの時価額との差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額とする。ただし、第五項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。
- 4 第一項の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額

に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、次項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものを除く。

区分		率(パーセント)
指定国の株券等	指定国の代表的な株価指数	零
	流動性の高いポートフォリオ	二
	その他	四
その他の株券等		八

(注) 流動性の高いポートフォリオは、その他のポートフォリオと区分して管理されているものでなければならない。

- 5 一の銘柄(指定国の代表的な株価指数を除く。)のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、すべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。

区分	率(パーセント)
指定国の株券等	十二
その他の株券等	十六

(金利リスク相当額)

第十条 金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、金利リスク相当額を算出するものとする。

派生商品の種類	留意事項						
先物取引 先渡取引	先物取引又は先渡取引のポジションとこれらの取引に対応する原資産のポジションが対当している場合には、これらを相殺することができる。						
先物取引 スワップ取引 金利先渡取引	派生商品のロング・ポジションとショート・ポジションが、同一の原資産に係るものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める条件を満たした場合に相殺することができる。 <table> <tr> <th>区分</th><th>条件</th></tr> <tr> <td>・先物取引</td><td>満期の差が七日以内であること。</td></tr> <tr> <td>・スワップ取引 ・金利先渡取引</td><td>1. 変動金利のポジションについて、指標となる金利又は外国為替相場が同一のものであり、かつ、表面利率の差が万分の十五以内であること。</td></tr> </table>	区分	条件	・先物取引	満期の差が七日以内であること。	・スワップ取引 ・金利先渡取引	1. 変動金利のポジションについて、指標となる金利又は外国為替相場が同一のものであり、かつ、表面利率の差が万分の十五以内であること。
区分	条件						
・先物取引	満期の差が七日以内であること。						
・スワップ取引 ・金利先渡取引	1. 変動金利のポジションについて、指標となる金利又は外国為替相場が同一のものであり、かつ、表面利率の差が万分の十五以内であること。						

		と。 2. 残存期間の差が、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じそれぞれ(1)から(3)までに定める期間内であること。 (1) 双方又は一方の残存期間が一月未満の場合 同日 (2) 双方又は一方の残存期間が一月以上一年以下の場合((1)に掲げる場合を除く。) 七日以内 (3) 残存期間が一年超の場合 三十日以内
--	--	---

2 金利リスク相当額の算出において、発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一の債券等のロング・ポジションとショート・ポジションは、これらを相殺することができる。

3 第一項の一般市場リスク相当額は、マチュリティ法又はデュレーション法により算出した次に掲げる額の合計額とする。

一 すべてのロング・ポジションに係るリスク相当額とすべてのショート・ポジションに係るリスク相当額との差の絶対値に相当する額

二 次に掲げる額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額

イ 各期間帯内のロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額の対当額(ロング・ポジションに係る額又はショート・ポジションに係る額のいずれか少ない額をいう。以下この号において同じ。)

ロ 各ゾーン内のネット・ポジションの額(期間帯ごとのロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額との差をいう。)の対当額

ハ 各ゾーン間のネット・ポジションの額(ゾーンごとのロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額との差をいう。)の対当額

区分	率(パーセント)	
	マチュリティ法	デュレーション法
同一期間帯内	十	五
ゾーン1内	四十	四十
ゾーン2内	三十	三十
ゾーン3内	三十	三十
隣接ゾーン間	四十	四十
ゾーン1・3間	百	百

4 前項第一号及び第二号イからハまでのリスク相当額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 マチュリティ法 個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる期間帯(債券等を残存期間又は次の金利更改日までの期間により分類

したものをいう。)及び表面利率の区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額

ゾ ー ン	期間帯(残存期間)及び表面利率		率(パーセント)	
	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満	指定国の通貨	その他の通貨
1	一月以下	一月以下	零	零
	一月超 三月以下	一月超 三月以下	〇・二〇	〇・四〇
	三月超 六月以下	三月超 六月以下	〇・四〇	〇・八〇
	六月超 十二月以下	六月超 十二月以下	〇・七〇	一・四〇
2	一年超 二年以下	一年超 一・九年以下	一・二五	二・五〇
	二年超 三年以下	一・九年初 二・八年以下	一・七五	三・五〇
	三年超 四年以下	二・八年初 三・六年以下	二・二五	四・五〇
3	四年超 五年以下	三・六年初 四・三年以下	二・七五	五・五〇
	五年超 七年以下	四・三年初 五・七年以下	三・二五	六・五〇
	七年超 十年以下	五・七年初 七・三年以下	三・七五	七・五〇
	十年超 十五年以下	七・三年初 九・三年以下	四・五〇	九・〇〇
	十五年初 二十年以下	九・三年初 十・六年以下	五・二五	十・五〇
	二十年超	十・六年初 十二年以下	六・〇〇	十二・〇〇
		十二年超 二十年以下	八・〇〇	十六・〇〇
		二十年超	十二・五〇	二十五・〇〇

(注)ゼロ・クーポン債は、表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。

二 デュレーション法 個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、価格感応度(債券等ごとに、次の表に掲げる期間帯(キャッシュ・フローが発生するまでの期間についてキャッシュ・フローの現在価値により加重平均することにより得られる期間をいう。)の区分に応じ同表に定める想定金利変動幅に対する当該債券等の価格感応度として計測したものをいう。次項において同じ。)を乗じて得た額

ゾ ー ン	期 間 帯(残存期間)	想定金利変動幅 (パーセント・ポイント)	
		指定国の通貨	その他の通貨
1	一月以下	一・〇〇	二・〇〇
	一月超 三月以下	一・〇〇	二・〇〇
	三月超 六月以下	一・〇〇	二・〇〇
	六月超 十二月以下	一・〇〇	二・〇〇
2	一年超 一・九年以下	〇・九〇	一・八〇

3	一・九年超 二・八年以下	〇・八〇	一・六〇
	二・八年超 三・六年以下	〇・七五	一・五〇
	三・六年超 四・三年以下	〇・七五	一・五〇
	四・三年超 五・七年以下	〇・七〇	一・四〇
	五・七年超 七・三年以下	〇・六五	一・三〇
	七・三年超 九・三年以下	〇・六〇	一・二〇
	九・三年超 十・六年以下	〇・六〇	一・二〇
	十・六年超 十二年以下	〇・六〇	一・二〇
	十二年超 二十年以下	〇・六〇	一・二〇
	二十年超	〇・六〇	一・二〇

- 5 デュレーション法を用いる特別金融商品取引業者は、債券等の価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存するとともに、当該計測方法を継続して使用しなければならない。
- 6 第一項の個別リスク相当額は、発行者並びに配当及び残余財産の分配に係る順位が同一の債券等ごとのロング・ポジションの時価額又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額のうちいずれか多い額の合計額とする。

区分		率(パーセント)
政府債		零
適格債	残存期間六月以下	〇・二五
	残存期間六月超二十四月以下	一・〇〇
	残存期間二十四月超	一・六〇
その他		八・〇〇

(金利感応度の分析の承認)

- 第十一条 特別金融商品取引業者は、金利感応度の分析を行っているときは、金融庁長官の承認を受けて、同一通貨建ての派生商品に係るポジション全体を金利感応度が等しい同一通貨建ての債券のポートフォリオとみなして前条第一項の一般市場リスク相当額を算出することができる。
- 2 前項の承認を受けようとする特別金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に金利感応度の分析に関する社内規則を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 商号
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 金利感応度の分析の対象となる取引の種類
 - 四 金利感応度の分析を行う部署の名称及び体制
 - 五 金利感応度の分析の方法及び当該方法が次項第四号に掲げる基準に適合することを説

明した複数の具体的な事例

- 3 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 リスク管理過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「リスク管理部署」という。）を金利感応度の分析の対象となる取引にかかわる部署から独立して設置し、毎営業日、金利感応度の分析を行っていること。
 - 二 リスク管理部署が、金利感応度の分析に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存していること。
 - 三 合理的な数の期間帯に分けて、すべての期間帯に格子点（金利感応度の算出に当たって用いる各取引の利回り曲線に係る基準期間をいう。次号において同じ。）を配置し、金利感応度の分析を行っていること。
 - 四 各格子点における金利の変化分の合成により得られる曲線が当該債券のポートフォリオの利回り曲線に係る同一の各格子点の金利の変化分の合成により得られる曲線と近似していることその他の客観的な事情により、金利感応度を同一の金利の変動に対応する債券のポートフォリオの価値の変動と同視しうること。
- 4 第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、金利感応度の分析の方法を変更しようとする場合は、金融庁長官の承認を受けなければならない。
- 5 金融庁長官は、第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者が第三項各号に掲げる基準に適合しないこととなったとき又は前項の規定に違反したときは、当該承認を取り消すものとする。

（外国為替リスク相当額）

第十二条 外国為替リスク相当額は、外国為替等について、次に掲げる額の合計額に八パーセントを乗じて得た額とする。

- 一 通貨ごとのネット・ポジションの額（次に掲げる額の合計額をいう。）について、すべてのロング・ポジションの額又はすべてのショート・ポジションの額のいずれか多い額
 - イ ネット直物ポジションの額（未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう。）
 - ロ ネット先物ポジションの額（通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む先物外国為替取引の将来の受取額と将来の支払額の差額をいう。）
 - ハ 保証債務及び保証予約の額の取引先リスク相当額
- 二 金のネット・ポジションの額（標準的な測定単位で表示し円貨に換算するものをいう。）

（コモディティ・リスク相当額）

第十三条 コモディティ・リスク相当額は、コモディティ等について、コモディティ等ごとに算出した次に掲げる額の合計額とする。ただし、算出に当たっては、標準的な測定単位で表示された各コモディティ等のネット・ポジションを円貨に換算するものとする。

- 一 ネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額

ニ ロング・ポジションの額及びショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額

- 2 コモディティ・リスク相当額の算出に当たっては、同一のコモディティ等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動の間の相関係数が十分の九以上である場合には当該ポジションの対当額を相殺することができる。この場合において、相関係数が十分の九以上であることを説明した書類を保存しなければならない。

第三節 内部管理モデル方式

(内部管理モデル方式)

第十四条 内部管理モデル方式を用いて算出する市場リスク相当額は、バリュー・アット・リスクに乗数(次の表に掲げる超過回数の区分に応じ同表に定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

超過回数	乗 数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

- 2 前項の「超過回数」とは、算出基準日を含む直近二百五十営業日の営業日ごとの損益(実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合に発生したと想定される損益をいう。)を算出した場合において、その日ごとの損失の額が保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した営業日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。ただし、当該回数が五回以上十回未満の場合において、当該回数の中に市場の特殊要因に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因に起因すると認められるものを控除することができる。

(内部管理モデル方式の承認)

第十五条 特別金融商品取引業者は、内部管理モデル方式を用いようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認の対象となる内部管理モデルは、次に掲げる二種類とする。

- 一 一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル
- 二 一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を算出するための内部管理モデル

- 3 前項第二号に掲げる内部管理モデルの承認を受けた特別金融商品取引業者は、一般市場リスクと個別リスクとに分けずに市場リスク相当額を算出することができる。

(承認申請書の提出)

第十六条 前条第一項の承認を受けようとする特別金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 四 市場リスク相当額を算出する部署の名称及び組織の体制

- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前項第三号に規定する責任者の履歴書
- 二 内部管理モデル方式に関する社内規則
- 三 内部管理モデル方式の内容

(承認の基準)

第十七条 金融庁長官は、第十五条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該特別金融商品取引業者が、定性的基準を満たしていること。
- 二 当該特別金融商品取引業者のバリュート・アット・リスクの算出方法が、定量的基準を満たしていること。
- 三 第七条第四項の規定に基づき標準的方式と内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出する場合においては、その合理的な理由があること。

- 2 前項第一号の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 リスク管理部署をバリュート・アット・リスクの算出の対象となる取引にかかわる部署から独立して設置し、毎営業日、バリュート・アット・リスクを分析し、かつ、当該分析結果に関する報告書を作成していること。
- 二 リスク管理部署が、過去の市場リスク相当額の算出方法が合理的で適切なものであることを説明する資料を作成し、かつ、保存していること。
- 三 リスク管理部署が適切なバック・テストング及びストレス・テストを定期的の実施し、それらの実施手続、結果及び当該結果に基づき必要に応じ執った対策を記載した書類を作成していること。
- 四 バック・テストング及びストレス・テストを通じ、必要に応じ、バリュート・アット・リスクの算出方法を改善する体制となっていること。
- 五 取締役等(取締役若しくは執行役又は執行役員(取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。))をいう。次号において同じ。))がリスク管理の手続に積極的に関与し、かつ、責任を負う体制となっていること。
- 六 リスク計測モデルが通常のリスク管理の方法に密接に組み込まれており、かつ、取締役等

に基本資料として報告されていること。

七 リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を確立して、その内容を記載した書類を作成し、かつ、それらを遵守するための手段が講じられていること。

八 リスクの計測の過程について、原則として、一年に一回以上内部監査を行うとともに、一年に一回以上外部監査を受けていること。

九 リスク計測モデルが定量的基準を満たしているかどうかについて、一年に一回以上外部監査を受けていること。

3 第一項第二号及び第二項第九号の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、有価証券等の保有期間は十営業日以上とすること。ただし、十営業日より短い保有期間によって算出したバリュエーション・アット・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

(注)VAR(t)は、保有期間をt(t<10)営業日として算出したバリュエーション・アット・リスクとする。

二 ヒストリカル・データ(過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下この号及び第八号において同じ。)の観測期間は一年以上とし、三月に一回以上更新すること。また、ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合においては、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均を合理的なものとする。

三 株式リスク相当額の算出に当たっては、国ごとに計測すること。

四 金利リスク相当額の算出に当たっては、原則として、通貨ごとに合理的な数の期間帯に分けて作成されたイールド・カーブ(債券等の利回りと残存期間の関係を表す曲線をいう。)を用いること。

五 外国為替リスク相当額の算出に当たっては、原則として、通貨(金を含む。)ごとに計測すること。

六 コモディティ・リスク相当額の算出に当たっては、コモディティ等ごとに計測するとともに、他のコモディティ等と相殺を行う場合には、当該コモディティ間の相関関係を適確に把握すること。

七 オプション取引等のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに計測するとともに、オプションに特有のリスクについても計測すること。

八 株式、金利、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関係数に基づいてポジション同士を相殺する場合には、当該相殺を合理的に説明した書類を作成し、かつ、保存すること。また、ヒストリカル・データについては、毎月一回以上更新し、かつ、相関係数を修正すること。

4 金融庁長官は、第十五条第二項第二号に掲げる内部管理モデルについて同条第一項の承認をしようとするときは、第一項各号に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合するかどうかを

審査しなければならない。

- 一 合理的な方法により一般市場リスク及び個別リスクから市場リスク相当額が算出されていること。
- 二 自己のポートフォリオに関する過去の価格変動について、一般市場リスク及び個別リスクの観点から説明されていること。
- 三 リスクの集中度も含めた自己のポートフォリオの構成が市場リスク全体の構成に与える影響を把握していること。
- 四 流動性の低下その他の市場環境の悪化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。
- 五 イベント・リスク(個別リスクのうち例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。)について、常に合理的な分析を行っていること。

(届出及び承認の取消し)

第十八条 第十五条第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更があったとき。
 - 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があったとき。
 - 三 超過回数(第十四条第二項本文に規定する超過回数をいう。次項及び第四項において同じ。)が四回以上となったとき。
 - 四 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じたとき。
- 2 第十五条第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 3 第一項第四号に基づく届出を行う特別金融商品取引業者は、当該特別金融商品取引業者が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又は当該届出後速やかに提出しなければならない。
- 4 金融庁長官は、超過回数が十回以上となった場合において、当該特別金融商品取引業者が内部管理モデル方式を用いて市場リスク相当額を算出することを不適当と判断したときは、当該特別金融商品取引業者の第十五条第一項の承認を取り消すことができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、第十四条第二項に規定する超過回数が二十回以上となったときは、第十五条第一項の承認は、その効力を失う。
- 6 金融庁長官は、特別金融商品取引業者が第一項の規定による届出、第二項の規定による届出書及び書類の提出若しくは第三項の規定による提出を怠った場合又は第一項第四号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いることが不適当と判断したときは、当該特別金融商品取引業者の第十五条第一項の承認を取り消すことができる。

第六章 取引先リスク相当額

(取引先リスク相当額の算出)

第十九条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。

- 一 次の表に掲げる取引(現先取引及び貸借取引を除く。)の区分及び期間の区分に応じ、同表に定める掛目を想定元本の額に乗じて得た額(以下この条において「アドオン」という。)及びこれらの正の値をとる再構築コストの額の合計額

取引	期間	掛目(パーセント)
外国為替関連取引 金関連取引	一年以下	一・〇
	一年超五年以下	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以下	零
	一年超五年以下	〇・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以下	六・〇
	一年超五年以下	八・〇
	五年超	十・〇
貴金属関連取引	一年以下	七・〇
	一年超五年以下	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以下	十・〇
	一年超五年以下	十二・〇
	五年超	十五・〇

(注1)取引の欄に掲げる取引(その他のコモディティ関連取引を除く。)のいずれにも該当しない先物取引、先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引は、その他のコモディティ関連取引として取り扱うものとする。

(注2)再構築コストは、法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引については、同一のネットリング契約下の取引について、当該取引に係る再構築コストを相殺した後の額とすることができる。

(注3)上記取引のうち、日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び日々の値洗いによるマージンコール(清算機関等(金融商品取引清算機関及び商品取引清算機関(商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。(注6)において同じ。)をいう。以下(注3)において同じ。)の債務の引受けが行われた取引に係る金銭の受領額の現在価値と有価証券の受領数量の時価額の合計が当該取引に係る金銭の支払額の現在価値と有価証券の引渡数量の時価額の合計に満たない場合に、清算機関等の清算参加者がその不足額を清算機関等に預託することをいう。)を必要としている清算機関等の債務の引受けが

行われた取引に係るものは除く。

二 前号の表に掲げる取引(現先取引又は貸借取引に限る。)の正の値をとる再構築コストの額

三 次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額

資産等	与信相当額
金地金の売買	金貯蓄口座残高に四パーセントを乗じて得た額
預金 短期貸付金 未収入金 未収収益 顧客への立替金 短期差入保証金 賃貸用物品	帳簿価額
コマーシャル・ペーパー	額面
保証債務	保証額
保証予約	保証予約額
信用取引資産	帳簿価額

(注1) 預金を担保に供した場合で、当該預金の預け先と借入金の借入先が同一金融機関である場合には、当該預金を除くことができる。

(注2) 預金のうち、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等(同条第一項及び第二項に規定する保険金の額に限る。)及び同法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金並びに農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第五十六条第一項に規定する支払対象一般貯金等(同条第一項及び第二項に規定する保険金の額に限る。)及び同法第五十六条の二第一項に規定する支払対象決済用貯金を除くことができる。

(注3) 短期貸付金からは、府令第百七十七条第一項第三号ハに掲げるものを除くことができる。

(注4) 未収収益のうち信用取引(法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。)に係る委託手数料、有価証券品貸料、受取利息、名義書換の手続料、信用取引管理費及び信用取引貸株料であって、決済時に入金されることが確実と見込まれるものについては、当該金額を未収収益から除き、信用取引資産に計上することができる。

(注5) 顧客への立替金は、期間が二週間未満のものに限り、非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第五号の表において同じ。)との先物取引における証拠金の授受において発生

する一日分の立替金を除くことができる。

(注6)短期差入保証金(取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。(注7)において同じ。)からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社(法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。)、商品取引所(商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。)又は商品取引清算機関に差し入れるもの及び信用取引差入保証金を除くことができる。

(注7)短期差入保証金からは、第一号の表に掲げる取引の再構築コストの算出に当たって考慮したものを除くことができる。

(注8)コマーシャル・ペーパーは、連結会社が発行したものに限る。

(注9)信用取引資産のうち、信用取引借証券担保金からは、自己の計算による有価証券の売付けに係るものを除くことができる。

(注10)上記資産等からは、法第四十三条の二第二項の規定による信託、府令第百四十三条第一項第一号又は第二号ロ及び第百四十五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によるものに係るものを除くことができる。

四 次の表に掲げる取引の区分に応じ、同表に定める与信相当額

取引	与信相当額
DVP取引(渡し方)	約定価額から取引の対象となる有価証券の時価額を控除した額(正の値をとるものに限る。)
DVP取引(受け方)	取引の対象となる有価証券の時価額から約定価額を控除した額(正の値をとるものに限る。)

(注1)対象となる取引は、受渡不履行となっている取引に限る。(次号の表において同じ。)

(注2)与信相当額は、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、同一のネットティング契約下の取引について、当該取引に係る与信相当額を相殺した後の額とすることができる。(次号の表において同じ。)

五 次の表に掲げる取引の区分及び経過日数の区分に応じ、同表に定める与信相当額

取引	経過日数	与信相当額
DVP取引以外の取引(渡し方)	十五日以下	約定価額の八パーセント
	十六日以上二十日以下	約定価額の五十パーセント
	二十一日以上二十五日以下	約定価額の七十五パーセント
	二十六日以上	約定価額の百パーセント
DVP取引以外の取引(受け方)	十五日以下	取引の対象となる有価証券の時価額の八パーセント
	十六日以上二十日以下	取引の対象となる有価証券の時価額

	二十一日以上二十五日以下	の五十パーセント 取引の対象となる有価証券の時価額の 七十五パーセント
	二十六日以上	取引の対象となる有価証券の時価額の 百パーセント

(注1)DVP取引以外の取引における決済が、非居住者との間で行われるような場合には、その受渡不履行に係る与信相当額については、受渡予定日から一日間算出しないこととすることができる。

(注2)DVP取引以外の取引に係る与信相当額からは、顧客への立替金に該当するものを控除することができる。

- 2 アドオンは、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、同一のネットティング契約下の取引について、当該取引に係るアドオンを次の算式により換算した額とすることができる。

ネットのアドオン＝〇・四×グロスのアドオン＋〇・六×ネット再構築コスト／グロス再構築コスト×グロスのアドオン

- 3 リスク・ウェイトは、次の各号の取引又は資産等の区分に応じて、当該各号に定める率とする。

一 信用取引資産 二パーセント

二 第一項第四号の表に掲げる取引 次の表に掲げる取引の区分及び経過日数の区分に応じ、同表に定める率

取引	経過日数	率(パーセント)
DVP取引(渡し方)	四日以下	零
	五日以上十五日以下	八
	十六日以上二十日以下	五十
	二十一日以上二十五日以下	七十五
	二十六日以上	百
DVP取引(受け方)	四日以下	零
	五日以上十五日以下	八
	十六日以上二十日以下	五十
	二十一日以上二十五日以下	七十五
	二十六日以上	百

- 三 その他の取引又は資産等 次の表に掲げる取引先の区分に応じ、同表に定める率

取引先	率(パーセント)
指定国 指定国の政府機関及び中央銀行(これらに準ずる者を含む。) 我が国の地方公共団体	零
適格格付を付与された金融機関等	一・二

適格格付を付与されていない金融機関等	五
適格格付を付与されたその他の法人等	六
適格格付を付与されていないその他の法人等	二十五
個人	二十五

(注1)適格格付を付与されている連結財務諸表提出会社の連結子会社については、当該連結子会社が適格格付以外の格付を付与されている場合を除き、適格格付を付与されたものとみなす。

(注2)取引先の区分を行うことが困難な場合は、取引先の区分に応じて乗じる率を一律二十五パーセントとすることができる。

(注3)次に掲げる者については、取引先の区分にかかわらず、取引先の区分に応じて乗じる率を一律百パーセントとする。

(1)債務不履行宣言をした国、政府機関又は中央銀行

(2)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行った者又は外国の法令に基づき同種類の申立てを行った者

(3)破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令を受けた者又は外国の法令に基づき同種類の判断を受けた者

(4)客観的に債務超過状態にあると認められた法人

(注4)契約期間が十四日以内の異なる通貨間の金利等のスワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション取引については、取引先の区分に応じて乗じる率を一律零パーセントとすることができる。

(注5)金融商品取引清算機関は、適格格付を付与された金融機関等とみなす。

- 4 第一項の規定にかかわらず、次の表に掲げる取引については、当該取引の区分及び同表に掲げる原契約期間の区分に応じ、同表に定める与信相当額に前項第三号に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を取引先リスク相当額とすることができる。

取引	原契約期間	与信相当額
外国為替関連取引	一年以下	想定元本の額の二・〇パーセント
	一年超二年以下	想定元本の額の五・〇パーセント
	二年超三年以下	想定元本の額の八・〇パーセント
	三年超四年以下	想定元本の額の十一・〇パーセント
	四年超五年以下	想定元本の額の十四・〇パーセント
	五年超追加一年ごと	想定元本の額の三・〇パーセントを加算
金利関連取引(現先取引及び債券等に係る貸借取引を除く。)	一年以下	想定元本の額の〇・五パーセント
	一年超二年以下	想定元本の額の一・〇パーセント
	二年超三年以下	想定元本の額の二・〇パーセント
	三年超四年以下	想定元本の額の三・〇パーセント
	四年超五年以下	想定元本の額の四・〇パーセント

	五年超追加一年ごと	想定元本の額の一・〇パーセントを加算
買戻条件付売買・ 貸借取引(貸付け)	すべての期間	取引の対象となる有価証券その他の資産の時価額から預託を受けている担保金その他の資産の時価額を控除した額(正の値をとるものに限る。)
売戻条件付売買・ 貸借取引(借入れ)	すべての期間	預託している担保金その他の資産の時価額から取引の対象となる有価証券その他の資産の時価額を控除した額(正の値をとるものに限る。)

- 5 第一項各号に掲げる額(信用取引に係るものを除く。以下この項において同じ。)及び前項の規定により与信相当額を算出する場合において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているときは、当該預託を受けている担保金その他の資産の時価額(当該担保金その他の資産が有価証券等である場合にあっては、当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した額)を当該与信相当額から控除することができる。
- 6 第六条第八項の規定は、前項の有価証券等に係る市場リスク相当額について準用する。
- 7 異なる通貨間の金利スワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引及び通貨先物取引並びに同一の通貨間の金利スワップ取引、金利先渡取引及び有価証券に係る店頭デリバティブ取引については、取引の相手方が定期的に又は最終決済時に支払うべき金額を支払うべきこととなった日から六営業日経過しても払い終えていない場合には、当該金額(取引の相手方から担保金として預託された資産を処分した場合にはその処分額を控除した額)を取引先リスク相当額としなければならない。
- 8 適格格付が付与されていない有価証券の発行者又は適格格付と同等の会社格付(保険金支払能力格付を含む。)を付与されていない者(以下この項において「適格格付が付与されていない有価証券の発行者等」という。)との取引(信用取引を除く。)であって次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額を取引先リスク相当額に加算しなければならない。
- 一 適格格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合(次号に掲げる場合を除く。)取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額
 - 二 適格格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じて得た額を超える場合 取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額
- 9 法第三十五条第四項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けた業務については、当該業務に係る取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額を取引先リスク相当額に加算しなければならない。

第七章 基礎的リスク相当額

(基礎的リスク相当額)

第二十条 基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用(販売費、一般管理費及び金融費用(現先取引費用を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の額の合計額に四分の一を乗じて得た額とする。

2 各事業年度の決算において会計処理をした営業費用がある場合には、当該営業費用の額を営業費用の合計額に加算し、又はこれから控除しなければならない。

3 前二項に規定する営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。

一 支払手数料のうち、次に掲げるもの

イ 営業収益と両建てとなる委託手数料

ロ 営業収益と両建てとなる引受け・売出し手数料及び募集・売出しの取扱手数料の金融商品取引業者(法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。)及び法第五十八条に規定する外国証券業者への払戻し

二 通信・運送費のうち、金融商品取引所の会員等(法第八十一条第一項第三号に規定する会員等をいう。以下この号において同じ。)である金融商品取引業者による金融商品取引所の会員等となっていない金融商品取引業者に対する払戻し

三 減価償却費

四 貸倒引当金繰入れ

五 支払債券利子

六 金融収益と両建てとなる信用取引に係る支払利息(信用取引に係る受取利息を超えないものに限る。)及び有価証券品借料(信用取引に係る有価証券品貸料を超えないものに限る。)

4 基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が一年に満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。

第八章 雑則

(標準処理期間)

第二十一条 金融庁長官は、この告示の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第十五条第一項の規定による承認に関する申請に対する処分は、三月以内にしよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十三年四月一日から適用する。

(適用日前から内部管理モデル方式を採用している特別金融商品取引業者のみなし承認規定)

第二条 この告示の適用の開始の際現に金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成十九年八月金融庁告示第五十九号)第十一条第一項の承認を受けて内部管理モデル方式を用いている金融商品取引業者であって平成二十三年六月三十日までに法第五十七条の二第一項の規定による届出をした者は、当該届出をした日後一月間に限り、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した書類に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした特別金融商品取引業者は、当該届出をした日において第十五条第一項の承認を受けたものとみなす。

(公布前において自己資本に算入されている資本調達手段の経過措置)

第三条 この告示の公布の日前において府令第百七十六条第二項に規定する長期劣後債務又は同条第三項に規定する短期劣後債務に該当する自己資本については、それぞれ、第五条第二項に規定する長期劣後債務又は同条第三項に規定する短期劣後債務とみなす。